

表 2-15 児童相談所から出向く家庭訪問の頻度 (N=186)

選択肢	全体	1週間に1度	2週間に1度	1か月に1度	それ以外の頻度	いない め、特に頻度は決めていない	必要に応じて出向くため、特に頻度は決めていない	その他
合計	186	1	15	31	42	82	15	
(%)	100.0	0.5	8.1	16.7	22.6	44.1	8.1	

またこの間に児童相談所が行う家庭訪問の頻度は、「必要に応じて出向くため、特に頻度は決めていない」が最も多く 82 (44.1%)、次に多かったのは「それ以外の頻度」42 (22.6%)、3番目が「1か月に1度」31 (16.7%) だった。

「それ以外の頻度」の具体例で多かったのは、里親委託ガイドラインに示されているとおり、との記述である。ガイドラインを目安に各所で具体的な目安を定めているものも多く回数は多少異なるが、例えば「委託直後2か月までは2週間に1度、それ以降は1か月に1度」等の示し方である。しかし、中には半年に1回や、年1～3回、原則年1回程度だが里親から相談があれば随時、のような年数回の例も見られた。

「その他」の記入例は、それ以外の頻度と重なる例を除くと、「里親支援機関と連携しながら頻回訪問に努めている」とか、「里親支援担当、(乳児院等に配置されている) 支援専門相談員と協力してガイドラインに沿って訪問」などの例が見られた。

## 2. 養子縁組成立後の支援について

児童相談所の方針として養子縁組成立後の支援を「実施している」は 128 (65.0%)、「実施していない」は 66 (33.5%) だった。

表 2-16 児相の方針としての養子縁組成立後の支援 (N=197)

実施している	実施していない	不明	全体
128	66	3	197
65.0	33.5	1.5	100.0

表 2-17 養子縁組成立後に実施している支援内容 (N=128) (複数回答)

調査項目	件数	養親への研修の実施	地域の子育て支援に関する情報の提供	報の提供	里親会・里親サロンに関する情報	セルフヘルプグループに関する情報	養子縁組家庭への訪問	養親が真実告知する際の留意点に関する支援	その他	不明

合 計	128	38	51	109	6	61	49	31	1
割 合	100.0	29.7	39.8	85.2	4.7	47.7	38.3	24.2	0.8

実施している支援内容では「里親会・里親サロンに関する情報の提供」が最も多く 128 のうち 109 (85.2%) が選択、以下「養子縁組家庭への訪問」、「地域の子育て支援に関する情報の提供」、「養親が真実告知する際の留意点に関する支援」、「養親への研修の実施」、「その他」と続いている。

その他の具体例としては、研修案内の送付、必要に応じて相談のほか、里親支援機関による支援や、里親サロンや里親会を通じた支援が挙げられていた。中には、「特別養子縁組親子の交流の場を設置」している所や、「(養子縁組親子の) 応援ミーティングを開催している」ので、そこで各関係機関、市や保健師等から細やかな情報が提供される。顔見知りになれるので、親近感がえられる様である」といった養子縁組親子のための独自の取り組みが 2 例紹介されていた。

養子縁組成立後、どんな支援が今後必要と思うか自由記述してもらったところ、全 197 児童相談所のうち 107 カ所から回答があった。その意見を分析すると、①真実告知、出自を知る権利保障のための相談支援体制作りが 31 件、②措置解除・ケース終結だが相談しやすい雰囲気作りや経過観察のための役割分担の明確化が必要 18 件、③里親辞退者も多いが児相あるいは里親相互・研修等何らかのフォローは必要が 15 件、④里親として登録継続する中でフォローが 12 件、⑤新たな支援の場が必要 9 件、⑥既存の地域子育て支援サービスの活用が 8 件、⑦里親支援専門相談員や里親支援機関、里親サポーターによる支援 7 件、⑧養子や里子、ファミリーホームに関する啓もう活動が必要 1 件、⑨共通ルールとガイドラインの策定 1 件、⑩複数の改善改革案を含む意見 1 件、⑪模索中などその他が 2 件だった。分類ごとの主な意見は次のとおりである。

<真実告知、出自を知る権利保守のための相談支援体制作りが必要>

- ・ 里親委託から養子縁組が成立した場合、告知も含め児童相談所が養親への指導を行っている。あっせん事業者を介して養子縁組を行った場合の告知等のフォロー体制が必要になると思う。
- ・ 養子になった子どもの情報を永久的に保管し、養子縁組成立後から成人まで里親も子ども自身も必要な時に相談できる恒常的な支援機関。

<措置解除・ケース終結だが相談しやすい雰囲気作りや経過観察役割の明確化が必要>

- ・ 成立後は、養親への児童の措置解除を行い、ケースを終了している。継続した経過観察や支援等をどこが(措置児相、管轄児相、他機関)、いつまで、どのように行うかを明確にする必要があると思われる。

<里親辞退者も多いが児相、里親相互等何らかのフォローは必要>

- ・ 養子縁組を前提とした里親は、養子縁組成立後に里親登録を辞退するケースも少なくなく、その後も養育問題や真実告知等についてアドバイスするなど継続した関わりは必要と思われる。

<里親として登録継続してもらう中でフォロー>

- ・ 養子縁組成立後も里親登録を継続し、里親仲間による支援、児童相談所をはじめとする関係機関による状況把握ができるような流れをつくるべきである。

<新たな支援の場の設置>

- ・ 成立後も孤立しないように告知の問題や養育上の悩みなどについて、専門家のアドバイスや同じ境遇の人たちと交流できる場が必要である。
- ・ 養子縁組家族同志での交流（情報交換など）の場づくり。

<既存の地域子育て支援サービスの活用>

- ・ 児童相談所の関わりの継続よりも、通常の子育て支援ベースに、上手くのせることが必要と思われる。

<里親支援専門相談員や里親サポーター、里親支援機関による支援>

- ・ 「真実告知」「生いたちの整理」「実親探し」等々、養親だけでは対応することが難しい事案がでてくるとされる。こうしたことに対する支援の仕組みづくりが必要だが、養子縁組が成立すると里親を辞退するなど児相との関係が希薄になる。SW が頻繁に変わらない等安定した里親支援機関の存在が必要。（児童相談所には、支援のノウハウ蓄積はできにくい。子どもの側に立った支援の視点を持つことが重要。子どもの知る権利の保障のためにどのような対応が必要なのか、同じような立場の子どもの仲間づくりも必要ではないか等、養親支援とあわせて子ども支援も考える必要があると思います。

<養子、里子、FH など地域への啓もう活動>

- ・ 様々な親子のスタイルがあるということをもっと地域で受け入れてもらう必要があると思います。（養子に限らず里子やFHも含めて）身近にそのような状況が普通にあるという状況を、まずは知ってもらうことが重要だと思います。

<ガイドラインの策定>

- ・ 共通ルールとガイドラインの実行が必要と思う。

<複数の改善改革を含む意見>

- ・ 養子縁組成立後に、地域の相談機関等の支援を利用できるように、試験養育期間中から体制を組むこと。・アフターフォローを含めて、養子縁組成立後も里親子の状況や申し出に応じて成立前に係属していた児童相談所による家庭訪問や通所支援。（真実告知に関する支援や出自に関する支援、途中養育による里子の発達段階への助言などは、実親子とは異なった支援が必要であり、現状の区市町村の行う育児サービスでは対応困難であるため。いずれ、区市町村でも担えるようになるとうい。）・同じ養子縁組家庭同士のピアサポート、サークル的な場の提供。・国内での地域差はあるのかもしれないが、欧米に比べると養子縁組親子・家庭であるということを社会的にオープンにできないような、日本的な土壌があると思われるため、社会的養護も含め、多様な家族の在り方について、人々に広く知ってもらえる働きかけ、後方支援。

### 第3章 特別養子縁組とケース記録の保管及び出自を知る権利について

#### 第1節 特別養子縁組について

特別養子縁組を前提とした新規里親委託があったのは114児相(57.9%)で276事例、なしが78児相(39.6%)、無回答が5児相(2.5%)であった。

ありと回答した児相のうち46児相が1件、34児相が2件、同じく34児相が3件以上であった。

表 3-1 養子縁組を前提とした里親委託の新規委託数

全体	あ り			な し	無回答
	1 件	2 件	3 件以上		
197 (100.0)	46 (23.4)	34 (17.3)	34 (17.3)	78 (39.6)	5 (2.5%)

特別養子縁組を申し立てた事例について、容認された事例があったのは 114 児相 (57.9%) で 267 事例、なかったのが 66 児相 (33.5%)、無回答が 17 児相 (8.6%) であった。

ありと回答した児相のうち 66 児相が 1 件、36 児相が 2 件、32 児相が 3 件以上であった。

取り下げをした事例があったのは 4 児相でそれぞれ 1 件、却下された事例があったのは 4 児相で、3 児相が 1 件ずつ、1 児相が 3 件以上であった。

表 3-2 特別養子縁組申し立て状況

	全体	あ り			な し	無回答
		1 件	2 件	3 件以上		
容認	197 (100.0)	46 (23.4)	36 (18.3)	32 (16.2)	66 (33.5)	17 (8.6%)
取り下げ	197 (100.0)	4 (2.0)	-	-	124 (63.0)	69 (35.0%)
却下	197 (100.0)	3 (1.5)	-	1 (0.5)	123 (62.5)	70 (35.5%)

申し立てを取り下げ、あるいは却下された事例のうち、その後普通養子縁組の申し立てをし、容認された事例はなかったが、再度特別養子縁組の申し立てをして容認された事例が 2 児相で、それぞれ 1 件ずつあった。

特別養子縁組が取り下げ、却下された理由としては、「実父母が同意を撤回」が 2 件、「実父母の同意がない」が 1 件だった。その他に、親権者でない親が同意しなかった、特別養子縁組をする理由がないなどがあった。

棄児の場合を除き、実親の同意が得られないまま特別養子縁組を申し立てた事例があったのは 10 児相 (5%) で、うち 8 児相が 1 件、1 児相が 2 件、1 児相は件数無回答であった。

表 3-3 実親の同意なしで、特別養子縁組を申し立てた事例

全体	あ り			な し	無回答
	1 件	2 件	件数不明		
197 (100.0)	8 (4.0)	1 (0.5)	1 (0.5)	175 (88.9)	12 (6.1%)

申し立てた事例があったと回答した 10 児相のうち、実親が行方不明の場合に、申し立てた事例があったのは 7 児相であった。

申し立てまでの期間は 4 児相が「180 日～239 日」、3 児相が「365 日以上」で、平均は 410 日であった。

表 3-4 実親が行方不明の場合に特別養子縁組を申し立てた事例

全体	あり	なし
10 (100.0)	7 (70.0)	3 (30.0%)

実親の同意が得られないままに申し立てる場合に工夫していることについて、自由記述してもらったところ、以下のような回答があった。

- ・できる限り探す努力をし、証拠を残した。
- ・他の親族（祖父母など）に実親がどのような意向を持っていたか確認した。
- ・申し立てをする前に弁護士や家裁に相談した。
- ・児童福祉審議会にかけて、了承を得た。

実親の同意がないまま特別養子縁組を申し立てた事例について、容認されたのが 8 児相で、それぞれ 1 件ずつであった。取り下げや却下の事例はなかった。

表 3-5 実親の同意がないままの特別養子縁組の申し立てについて

	全体	1 件	なし	無回答
容認	10 (100.0)	8 (80.0)	1 (10.0)	1 (10.0%)

特別養子縁組成立後に離縁についての相談があったのは 1 児相で 1 件であった。これについても、実際の離縁の申し立てはなされなかった。

表 3-6 特別養子縁組成立後の離縁に関する相談

全体	あり	なし	無回答
197 (100.0)	1 (0.5)	182 (92.4)	14 (7.1%)

## 第 2 節 養子縁組ケースの記録の保管と出自を知る権利について

養子縁組が成立したケースについて、そのケース記録の保存は永年保存が 135 児相（69.5%、有期保存が 53 児相（26.9%）、無回答が 9 児相（4.6%）であった。

表 3-7 養子縁組成立後の当該事例の保存期間について

全体	永年保存	有期保存	無回答
197 (100.0)	135 (68.5)	53 (26.9)	9 (4.6%)

有期保存の場合、年数で規定しているのが 21 児相、年齢で規定しているのが 33 児相であった。

年数規定では一番多かったのが「30～39年」で 10 児相、次が「10～19年」で 6 児相、「9年以下」が 3 児相、「20～29年」が 2 児相だった。平均年数は 19.8 年である。

年齢規定では「25歳」が 30 児相、「30歳」2 児相、「40歳」1 児相で、平均年齢は 25.8 歳であった。

表 3-8-1 有期保存/年数で規定

全体	～9年	10～19年	20～29年	30～39年	40年～
21 (100.0)	3 (14.3)	6 (28.6)	2 (9.5)	10 (47.6%)	-

表 3-8-2 有期保存/子どもの年齢で規定

全体	25歳	30歳	40歳
33 (100.0)	30 (90.9)	2 (6.1)	1 (3.0%)

成長した養子から出自に関する問い合わせ等があったのは 18 児相 (9.1%)、なかったのが 175 児相 (88.9%)、無回答が 4 児相 (2.0%) であった。

あったと回答した児相のうち 16 児相は 1 件、2 児相が 2 件であった。

表 3-9 成長した養子からの出自に関する相談について

全体	あり	なし	無回答
197 (100.0)	18 (9.1)	175 (88.9)	4 (2.0%)

相談があった 18 児相について、実親に関する情報を提供したのは 12 児相、提供しなかったのは 6 児相であった。

表 3-10 実親に関する情報提供について

全体	した	しない
18 (100.0)	12 (66.7)	6 (33.3%)

情報提供した内容について自由に記述してもらったところ、以下のような回答であった。

- ・養子に来所してもらい、実親の情報、委託の経緯を口頭で伝えた。
- ・個人情報保護条例に基づき、ケース記録を部分開示した。
- ・実親に連絡し、了承を得た上で実親の状況と連絡先を伝えた。
- ・戸籍の取り方、そこから遡る方法を説明した。
- ・養親と相談の上、養子が傷つかないよう言葉を選んで伝えた。

#### 第4章 養子縁組を希望する里親への管外委託及び新生児の養子縁組あっせんの実施状況

##### 第1節 管外委託

養子縁組を希望する里親への管外委託については、「管外委託した」が85児相(43.1%)、「管外委託していない」が111児相(56.3%)、「無回答」が1児相(0.5%)であった。(表4-1)

表4-1 管外委託の状況

	件数	管外委託した	管外委託していない	無回答
合計	197 100.0	85 43.1	111 56.3	1 0.5

管外委託した85児相の内、都道府県外の委託を行ったのは19児相(22.4%)で、全児相数(197)の9.6%である。(表4-2)

表4-2 都道府県外への管外委託

	件数	管外委託した	管外委託していない	無回答
合計	85 100.0	19 22.4	65 76.5	1 1.2

どのようなケースで管外委託を行ったかを複数回答で求めたところ、「所管内に受け入れ家庭が見つからない場合」が最も多く、85児相中61児相(71.8%)、ついで「望まない出産などの事情により地域に知られたくない場合」と「虐待等の事由により実親と距離を置くことが適切だと判断」が共に13児相(15.3%)であった。

「その他」の具体的事例としては、17児童相談所から自由記述の回答があり、その内容は、①管外・管内にかかわらず全都県内で里親を選定しているが3件、②原則として県内での管外委託を行っているが1件、③家庭養護促進協会との連携が3件、④きょうだい関係を配慮した上での管外委託が3件、⑤委託里親の転居に伴うものが2件、⑥乳児院(管外)での交流があったものが2件等であった。(表4-3)

表 4-3 管外委託を行うケース

	件数	管内に受け入れ 家庭が見つからない 場合	望まない出産など の事情により地域 に知られたくない 場合	判断 くことが適切だと り実親と距離を置 虐待等の事由によ	その他	無回答
合計	85	61 71.8	13 15.3	13 15.3	18 21.2	8 9.4

管外委託を行う場合、当該児童相談所とどのような連携を行ったかを複数回答で求めたところ、70%以上の児童相談所が「養親候補者と養子候補児童に関する情報の提供」(64 児相)、「ケースに関する記録の提供」(62 児相)を行っており、60%以上の児童相談所は「家庭訪問への同行」(53 児相)、半数以上が「指導依頼」(45 児相)を行っていた。

「その他」の対応としては、「家庭裁判所への申立て手続き」「保健センターへの情報提供」「家庭養護促進協会へ依頼」「当該児相とは別の立場で状況把握するための家庭訪問」であった。(表 4-4)

表 4-4 管外委託時の児童相談所との連携

	件数	ケースに関する記録 の提供	指導依頼	養親候補者と養子候補 児童に関する情報 の提供	家庭訪問への同行	その他	無回答
合計	85	62 72.9	45 52.9	64 75.3	53 62.4	4 4.7	8 9.4

複数の選択肢を選んでいる児相が 52 児相あり、各児相がどのような対応を行ったかを集計したものが表 4-5 である。「ケースに関する記録の提供」(ケース記録提供)と「養親候補者と養子候補児童に関する情報の提供」(情報提供)のどちらも行っていない児童相談所が 11 児相(12.9%)あり、その内の 8 児相(9.4%)は対応内容について 1 つも選択せず、その他にも記載がなかった。

表 4-5 各児童相談所の対応

①	ケース記録提供・指導依頼・情報提供・家庭訪問同行・その他(家裁申立て)	1(1.2%)
②	ケース記録提供・指導依頼・情報提供・家庭訪問同行	32(37.6%)
③	ケース記録提供・指導依頼・情報提供	6(7.1%)
④	ケース記録提供・指導依頼・家庭訪問同行	4(4.7%)
⑤	ケース記録提供・情報提供・家庭訪問同行・ その他(保健センターへの情報提供)	1(1.2%)
⑥	ケース記録提供・情報提供・家庭訪問同行	8(9.4%)



⑦	ケース記録提供・情報提供・その他（別の立場での家庭訪問）	1(1.2%)
⑧	ケース記録提供・指導依頼	1(1.2%)
⑨	ケース記録提供・情報提供	3(3.5%)
⑩	ケース記録提供・家庭訪問同行	2(2.4%)
⑪	ケース記録提供	3(3.5%)
⑫	指導依頼・情報提供・家庭訪問同行	1(1.2%)
⑬	情報提供・家庭訪問同行	2(2.4%)
⑭	情報提供	9(10.6%)
⑮	家庭訪問同行	2(2.4%)
⑯	その他（家庭養護促進協会へ依頼）	1(1.2%)
⑰	記載なし	8(9.4%)

## 第2節 新生児の養子縁組あっせんの状況

新生児の養子縁組あっせんを実施している児童相談所は44児相(22.3%)で(表4-6)、新生児の養子縁組あっせんを始めた時期については、2004年以前からが5児相(44児童相談所中11.3%)、半数弱の20児相は2010年以降に実施している。(表4-7)

表4-6 新生児の養子縁組あっせんの状況

	件数	実施している	実施していない	無回答
合計	197 100.0	44 22.3	150 76.1	3 1.5

表4-7 新生児の養子縁組あっせんを始めた時期

	件数	1999年以前	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年以降	無回答
合計	44 100.0	3 6.8	2 4.5	5 11.4	8 18.2	2 4.5	4 9.1	6 13.6	14 31.8					

新生児のあっせんを始めた理由について39児相が自由記述欄に回答しており、その内容を分析すると、①早期委託による安定した環境の提供、養親との愛着関係形成を重視するといった子どもの最善の利益を考慮したものが26件、②望まない妊娠等で出産前からの相談や実親の決意が固い場合、実親に安心して出産してもらったためといった実親側の事情によるものが8件、③他県等の実践例を知ったことがきっかけとするものが8件、④新生児を希望する里親・受入可能な里親がいたことが4件等であった。

新生児あっせんを希望する里親に対して、他の里親とは違う追加条件を設定している児童相談所は、新生児のあっせんを実施している児童相談所の 1/4 (11 児相) であった。(表 4-8)

表 4-8 新生児あっせんを希望する里親への追加条件

	件数	設定している	設定していない	無回答
合計	44	11	29	4
割合	100.0	25.0	65.9	9.1

具体的な条件について自由記述で回答を求めたところ、追加条件の設定について無回答であった 1 児相を含む 12 児童相談所からの記述があり、その内容を分析すると、①子どもの障害や慢性疾患等があっても養育する等の誓約書の提出や受託の意思の確認が 5 件、②病院等で新生児へのケアが受けられること、養育経験がある、養育支援が得られる等の新生児を受け入れる環境に関するものが 4 件、③里親子間の年齢差に関する基準を設けているものが 3 件、④里父母のどちらかが養育に専念できる状況にあることが 2 件であり、⑤特別養子縁組を申し立てる時期を明確にするが 1 件であった。

新生児の養子縁組あっせんを実施していない 150 児童相談所のうち、今後新生児の養子縁組あっせんを実施する予定のある児童相談所は 11 (7.3%) で (表 4-9)、そのうち 4 児相は 2014 年から、1 児相が 2015 年から実施の予定である。(表 4-10)

表 4-9 今後の新生児の養子縁組あっせんの予定

	件数	実施する予定がある	実施する予定はない	無回答
合計	150	11	135	4
割合	100.0	7.3	90.0	2.7

表 4-10 新生児の養子縁組あっせんの予定時期

	件数	2014年	2015年	2016年以降	無回答
合計	11	4	1		6
割合	100.0	36.4	9.1	-	54.5

新生児の養子縁組あっせんを実施する予定の 11 児童相談所で、実施にあたり手引きや職員配置等を新たに準備する予定の児童相談所は 3 児相であった（表 4-11）が、自由記述による具体的な準備の内容は、「厚生労働省通知に準じて行い新たな職員配置等は考えていない」「対応の必要なケースがあれば現在の体制で行う」「ケースがあれば常時実施」というものであった。

表 4-11 手引き・職員配置等の準備

	件数	準備する予定	予定はない	無回答
合計	11 100.0	3 27.3	8 72.7	-

新生児の養子縁組をあっせんしていない 150 児童相談所に、実施していない理由を自由記述で尋ねたところ、121 児童相談所から回答があった。

記述内容を分析すると、①該当するケースがないが 22 件、②あっせんを行う体制が整っていないが 11 件、③自治体の方針であっせんは行っていないが 4 件、④子どもの発達状況や障害等について見極めるために一定期間が必要であるため 34 件、⑤親の意向確認に一定期間を要する、親の意思が翻るおそれがあるため 18 件であった。現行制度内での対応をおこなっているとして⑥養子縁組希望者への里親委託を含めた対応が 21 件、⑦養子縁組希望者の場合も養育里親として委託しているが 7 件あった。また、⑧ケースバイケースでそれぞれ対応しているが 9 件、⑨里親制度は養子縁組目的ではなく社会的養護を目的としているという回答が 2 件、⑩児童相談所として家族再統合を第一に考えるが 2 件あった。

質問での「あっせん」の表記に対して、特別養子縁組を前提とした里親委託とは異なった意味で受け止めたと推測される回答として、「あっせんではなく通常の相談業務として対応」「児童相談所としてあっせんという形での新生児委託を行っていない」「あっせんはあり得ない」等、養子縁組希望者への委託を含む里親委託を実践しながらもあっせんはしていないとする回答が 11 件あった。

また、今後の実施に際して必要な準備について自由記述で尋ねたところ、85 児童相談所から回答があり、そのうち 10 件は「わからない」「実施しない」といったものであったので、75 児相の回答から内容を分析すると、①専任職員の配置（増員）・職員の専門性の向上（研修）や所内でのコンセンサス等、実施体制に関するものが 26 件、②新生児の委託に関する手引きやマニュアルの作成を求めるものが 20 件、③医療機関を初めとする関係機関との連携が 20 件、④里親・養親の確保と質的向上、支援体制の強化に関する記述が 40 件、⑤産みの親への相談支援に関する記述が 4 件であった。

### 第 3 節 管外委託・新生児養子縁組あっせんに影響を与える要因

管外委託・新生児養子縁組あっせんの実施状況を、専任担当の有無で比較してみたところ、母数が少なく比較対象としては不十分な面もあるものの、新生児の養子縁組あっせんでは、常勤・非常勤を問わず、専任職員を配置している児童相談所の方が実施している割合が高い傾向にあった。（表 4-12）

表 4-12 職員体制（専任担当者の有無）と管外委託・新生児の養子縁組あつせん実施状況

				総数	管外委託			新生児の養子縁組あつせん		
					した	していない	無回答	している	していない	無回答
				197	85	111	1	44	150	3
				100.0	43.1	56.3	0.5	22.3	76.1	1.5
専任担当者の配置	全体担当	常勤	あり	56	23	33		21	35	
			なし	141	62	78	1	23	115	3
		常勤 & 非常勤	あり	117	48	68	1	30	87	
			なし	80	37	43		14	63	3
	全域担当	常勤	あり	13	5	8		5	8	
			なし	184	80	103	1	39	142	3
		常勤 & 非常勤	あり	32	14	18		9	23	
			なし	165	71	93	1	35	127	3
	広域担当	常勤	あり	1	1			1		
			なし	196	84	111	1	43	150	3
		常勤 & 非常勤	あり	3	2	1		1	2	
			なし	194	83	110	1	43	148	3
	各所担当	常勤	あり	44	19	25		17	27	
			なし	153	66	86	1	27	123	3
		常勤 & 非常勤	あり	86	35	50	1	23	63	
			なし	111	50	61		21	87	3

里親登録数、養子縁組希望者数との関係では、登録数の多い児童相談所の方が新生児あっせんを行う割合が高い傾向にあった。(表 4-13、表 4-14、表 4-15)

表 4-13 登録里親数と管外委託・新生児の養子縁組あっせん実施状況

登録里親総数	総数	管外委託			新生児の養子縁組あっせん		
		した	していない	無回答	している	していない	無回答
合 計	197	85	111	1	44	150	3
	100.0	43.1	56.3	0.5	22.3	76.1	1.5
39人以下	16	7	9		1	15	
	100.0	43.8	56.3	-	6.3	93.8	-
40～59人	10	5	5		3	7	
	100.0	50.0	50.0	-	30.0	70.0	-
60～79人	14	6	8		4	10	
	100.0	42.9	57.1	-	28.6	71.4	-
80～99人	6	3	3		1	5	
	100.0	50.0	50.0	-	16.7	83.3	-
100～119人	6	4	2		3	3	
	100.0	66.7	33.3	-	50.0	50.0	-
120～139人	7	3	4		2	5	
	100.0	42.9	57.1	-	28.6	71.4	-
140～159人	7	2	5		4	3	
	100.0	28.6	71.4	-	57.1	42.9	-
160～199人	6	3	3		2	4	
	100.0	50.0	50.0	-	33.3	66.7	-
200人以上	7	4	3		2	5	
	100.0	57.1	42.9	-	28.6	71.4	-
無 回 答	118	48	69	1	22	93	3
	100.0	40.7	58.5	0.8	18.6	78.8	2.5

表 4-14 養子縁組希望者数（養子縁組里親登録数）と管外委託・新生児の養子縁組あっせん実施状況

養子縁組希望者の里親登録数	総数	管外委託			新生児の養子縁組あっせん		
		した	していない	無回答	している	していない	無回答
合 計	197	85	111	1	44	150	3
	100.0	43.1	56.3	0.5	22.3	76.1	1.5
9人以下	18	7	11			18	
	100.0	38.9	61.1	-	-	100.0	-
10～19人	11	6	5		4	7	
	100.0	54.5	45.5	-	36.4	63.6	-
20～29人	12	6	6		4	8	
	100.0	50.0	50.0	-	33.3	66.7	-
30～39人	11	7	4		4	7	
	100.0	63.6	36.4	-	36.4	63.6	-
40～49人	5	1	4		2	3	
	100.0	20.0	80.0	-	40.0	60.0	-
50人以上	14	6	8		7	7	
	100.0	42.9	57.1	-	50.0	50.0	-
無 回 答	126	52	73	1	23	100	3
	100.0	41.3	57.9	0.8	18.3	79.4	2.4

表 4-15 養子縁組希望者数（養育里親登録）と管外委託・新生児の養子縁組あっせん実施状況

養子縁組希望者数	総数	管外委託			新生児の養子縁組あっせん		
		した	していない	無回答	している	していない	無回答
合 計	197	85	111	1	44	150	3
	100.0	43.1	56.3	0.5	22.3	76.1	1.5
9人以下	4	1	3			4	
	100.0	25.0	75.0	-	-	100.0	-
10～19人	1		1			1	
	100.0	-	100.0	-	-	100.0	-
20～29人	3	2	1		1	2	
	100.0	66.7	33.3	-	33.3	66.7	-
30～39人	1	1			1		
	100.0	100.0	-	-	100.0	-	-
40～49人							
50人以上	2	1	1			2	
	100.0	50.0	50.0	-	-	100.0	-
無 回 答	186	80	105	1	42	141	3
	100.0	43.0	56.5	0.5	22.6	75.8	1.6

養子縁組を前提とした新規委託数が多いほど、管外委託・新生児のあっせんを行う割合が高くなる傾向が見られたが、委託数そのものが少ないため、比較の対象としては不十分であった。(表 4-16)

表 4-16 養子縁組を前提とした新規里親委託数と管外委託・新生児の養子縁組  
あっせん実施状況

養子縁組を前提とした新規里親委託数	総数	管外委託			新生児の養子縁組あっせん		
		した	していない	無回答	している	していない	無回答
合計	197 100.0	85 43.1	111 56.3	1 0.5	44 22.3	150 76.1	3 1.5
0 件	78 100.0	23 29.5	55 70.5	-	7 9.0	70 89.7	1 1.3
1 件	46 100.0	24 52.2	22 47.8	-	12 26.1	33 71.7	1 2.2
2 件	34 100.0	18 52.9	16 47.1	-	8 23.5	26 76.5	-
3件以上	34 100.0	20 58.8	14 41.2	-	17 50.0	16 47.1	1 2.9
無回答	5 100.0	-	4 80.0	1 20.0	-	5 100.0	-

児童相談所の設置区分と、管外委託・新生児の養子縁組あっせんの実施状況との関係では、管外委託では①都道府県の中央児童相談所、②中央児童相談所以外、③政令市、政令指定都市の中央児童相談所の順に高く、新生児の養子縁組あっせんでは①政令市、政令指定都市の中央児童相談所、②都道府県の中央児童相談所、③中央児童相談所以外の順であった。(表 4-17)

表 4-17 児童相談所の設置区分と管外委託・新生児の養子縁組あっせん実施状況

児童相談所区分	総数	管外委託			新生児の養子縁組あっせん		
		した	していない	無回答	している	していない	無回答
	197 100.0	85 43.1	111 56.3	1 0.5	44 22.3	150 76.1	3 1.5
都道府県中央児童相談所	43 100.0	21 48.8	22 51.2	-	12 27.9	31 72.1	-
政令市、政令指定都市の中央児童相談所	28 100.0	9 32.1	19 67.9	-	8 28.6	20 71.4	-
中央児童相談所以外	126 100.0	55 43.7	70 55.6	1 0.8	24 19.0	99 78.6	3 2.4

養護相談時の養子縁組の説明と新生児の養子縁組あっせん実施状況の比較では、養子縁組の説明を「どの相談に対しても必ずする」の4児相では新生児あっせんの実施が50%、「養子縁組についての説明はしない」の10児相は新生児あっせんの実施を行っていないという結果であるが、比較対象数が少ないため断定はできかねる。(表4-18)

表4-18 養護相談時の養子縁組の説明と新生児の養子縁組あっせん実施状況

		新生児の養子縁組あっせん			
		実施している	実施していない	無回答	合計
養子縁組の説明	どの相談に対しても必ずする	2 50.0%	2 50.0%	0 0.0%	4 100.0%
	相談者から「養子に出してほしい」と相談を受けた場合に する	38 24.2%	117 74.5%	2 1.3%	157 100.0%
	実親の状況から、家庭復帰が困難と思われるケースに説明する	28 23.7%	89 75.4%	1 0.8%	118 100.0%
	養子縁組についての説明はしていない	0 0.0%	10 100.0%	0 0.0%	10 100.0%
	その他	1 14.3%	6 85.7%	0 0.0%	7 100.0%
	無回答	0 0.0%	4 80.0%	1 20.0%	5 100.0%

## 第5章 民間養子縁組あっせん事業者との連携

### 第1節 民間養子縁組あっせん事業者から児童相談所への相談・通告の件数

民間養子縁組あっせん事業者からの相談・通告があったと回答した児童相談所は4か所のみだった。

通告・相談があった事例数は4か所の児童相談所で6事例だった。そのうち、3事例を受けていた児童相談所が1か所あった。

表5-1 民間養子縁組あっせん事業者からの相談・通告

	件数	相談・通告があった	相談・通告はなかった	無回答
合計	197 100.0	4 2.0	189 95.9	4 2.0



表5-2 民間養子縁組あっせん事業者からの相談・通告の受理件数

	件数	0件	1件	2件	3件以上	無回答	平均	実数合計
合計	4 100.0	-	3 75.0	-	1 25.0	-	1.5	6 100.0

第2節 民間養子縁組あっせん事業者から児童相談所への相談・通告の理由

民間養子縁組あっせん事業者から児童相談所が通告・相談を受けた事例について、その理由を聞いた。理由としては、養親希望者が養育を始めるまでの間に子どもを監護・養育するものがないため、としたものが1事例、実親による養育が不適切であることが理由である事例が1事例、「親が当県に居住しており、児童の養育にあたり地域の支援が必要であったため」と理由が記載されていた事例が1事例あった。残りの3事例は無回答であった。

表5-3 子どもを監護する者がいないケース数

	件数	0件	1件	2件	3件以上	無回答	平均	実数合計
合計	4 100.0	2 50.0	1 25.0	-	-	1 25.0	0.3	1 100.0

表5-4 実親の不適切な養育によるケース数

	件数	0件	1件	2件	3件以上	無回答	平均	実数合計
合計	4 100.0	2 50.0	1 25.0	-	-	1 25.0	0.3	1 100.0

表5 - 5 その他のケース数

	件数	0件	1件	2件	3件以上	無回答	平均	実数合計
合計	4 100.0	2 50.0	1 25.0	-	-	1 25.0	0.3	1 100.0

第3節 民間養子縁組あっせん事業者から児童相談所への情報提供

民間養子縁組あっせん事業者から児童相談所へ相談・通告があった事例について、情報提供のあり方を聞いた。6事例のうち1事例では、あらかじめ文書で情報の提供があった。また、他の1事例では、あらかじめ口頭で情報の提供があった。さらに他の1事例では、児童相談所から情報を求めた結果、文書で情報提供があった。残りの3事例については、情報提供に関して何もなかった。

表5 - 6 情報共有／あらかじめ文書で提供

	件数	0件	1件	2件	3件以上	無回答	平均	実数合計
合計	4 100.0	-	1 25.0	-	-	3 75.0	1.0	1 100.0

表5 - 7 情報共有／あらかじめ口頭で提供

	件数	0件	1件	2件	3件以上	無回答	平均	実数合計
合計	4 100.0	-	1 25.0	-	-	3 75.0	1.0	1 100.0

表5 - 8 情報共有／求めた結果、文書で提供

	件数	0件	1件	2件	3件以上	無回答	平均	実数合計
合計	4 100.0	-	1 25.0	-	-	3 75.0	1.0	1 100.0

表5 - 9 情報共有／何もしなかった

	件数	0件	1件	2件	3件以上	無回答	平均	実数合計
合計	4 100.0	-	-	-	1 25.0	3 75.0	3.0	3 100.0

第4節 民間養子縁組あっせん事業者から相談・通告のあった事例に対する児童相談所の援助方針

上記の6事例に対する児童相談所の援助方針を聞いたところ、養子縁組里親委託が1事例であった。他の5事例はその他の回答であり、民間養子縁組あっせん事業者の養子縁組手続きについての助言指導をした事例や、養親訪問、学校訪問、児童相談所通所、医療機関受診同行などを実施した事例があった。

表5 - 10 援助方針／養子縁組里親委託

	件数	0件	1件	2件	3件以上	無回答	平均	実数合計
合計	4 100.0	-	1 25.0	-	-	3 75.0	1.0	1 100.0

表5 - 11 援助方針／その他

	件数	0件	1件	2件	3件以上	無回答	平均	実数合計
合計	4 100.0	-	2 50.0	-	1 25.0	1 25.0	1.7	5 100.0

第5節 養親希望者からの相談

民間養子縁組あっせん事業者から子どもを預かった養親希望者から、児童相談所で相談を受けた事例があるかどうかを聞いた。表5 - 12、表5 - 13に見るように、56の児童相談所で107の事例の相談があった。このうち同居の届がなされた事例は、表5 - 14に見るように105事例であった。

表5 - 12 養親希望者からの相談

	件数	相談を受けた	相談を受けていない	無回答
合計	197	56	134	7
	100.0	28.4	68.0	3.6

表5 - 13 相談の受理件数

	件数	0件	1件	2件	3件以上	無回答	平均	実数合計
合計	56	-	25	17	12	2	2.0	107
	100.0	-	44.6	30.4	21.4	3.6		100.0

表5 - 14 受理件数のうち同居の届けのあった件数

	件数	0件	1件	2件	3件以上	無回答	平均	実数合計
合計	56	-	24	18	11	3	2.0	105
	100.0	-	42.9	32.1	19.6	5.4		100.0

#### 第6節 同居の届けの経路

養親希望者からの同居の届について、相談経路別に集計すると以下のようになった。

すなわち、養親希望者自身からの相談は、26 児童相談所で 40 事例あった。市区町村からの相談は 24 児童相談所で 45 事例あった。また、家庭裁判所からの相談が 6 児童相談所で 12 事例あった。

表5 - 15 経路別件数／養親希望者

	件数	0件	1件	2件	3件以上	無回答	平均	実数合計
合計	56	23	17	6	3	7	0.8	40
	100.0	41.1	30.4	10.7	5.4	12.5		100.0